外国人造船就労者受入事業に関する協定書（モデル）

◯◯国△△（以下「送出し機関」という。）と日本国◯◯（以下「特定監理団体」という。）は、両国の諸法令に従い、送出し機関の送り出す外国人造船就労者に対し、特定監理団体及び受入造船企業が実施する外国人造船就労者受入事業について、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人造船就労者の受入れを行う外国人造船就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（用語）

第２条　この協定で使用する用語は、外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成２６年国土交通省告示第1199号）で使用する用語の例による。

第２章　外国人造船就労者受入事業の基本的枠組み

（日本国における滞在期間）

第３条　日本国における滞在期間は、２年（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年）を超えない期間とする。

（造船特定活動）

第４条　造船特定活動は、特定監理団体と受入造船企業が共同で策定する適正監理計画に基づいて、適正に実施するものとする。

２　造船特定活動は、特定監理団体の責任及び監理の下、特定監理団体と受入造船企業が役割分担を明確にして行うものとする。

（管理指導員・生活指導員）

第５条　受入造船企業は、外国人造船就労者が従事しようとする職種・作業について、５年以上の経験を有する管理指導員を常勤職員として配置するとともに、外国人造船就労者の生活を把握し、その相談・指導に当たる生活指導員を配置するものとする。

２　特定監理団体は、受入造船企業における管理指導員及び生活指導員がそれぞれ適切な指導を行うことができるよう、その育成に努めるものとする。

（外国人造船就労者の要件）

第６条　外国人造船就労者となる者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

（１）造船分野技能実習に概ね２年間従事したことがあること。

（２）技能実習期間中に素行が善良であったこと。

第３章　職業紹介関係業務等

（送出し機関と特定監理団体の業務提携による職業紹介）

第７条　送出し機関と特定監理団体は、外国人造船就労者受入事業を円滑に進めるため、両国の諸法令に従い、両者が連携して、次条から第１２条までに定めるところにより、外国人造船就労者となることを希望する者（以下「外国人造船就労者候補者」という。）の募集、外国人造船就労者候補者（求職者）の選抜、外国人造船就労者を受け入れようとする受入造船企業（求人者）の確保、外国人造船就労者候補者（求職者）及び受入造船企業（求人者）の相談への対応並びに情報提供、外国人造船就労者候補者（求職者）と受入造船企業（求人者）のマッチングその他雇用契約の締結に至るまでの過程における職業紹介業務を、その役割及び義務に沿って的確に遂行するとともに、相互に必要な協力を行うものとする。

（職業紹介における送出し機関及び特定監理団体の役割と義務）

第８条　送出し機関は、次の役割と義務を負う。

（１）外国人造船就労者候補者（求職者）の募集及び求職の申込みの受付

（２）第６条に定める要件に該当する外国人造船就労者候補者（求職者）の選抜及び選抜された外国人造船就労者候補者（求職者）に係る求職者名簿の整理及び管理

（３）（２）の求職者名簿の特定監理団体への送付その他特定監理団体に対する情報の提供

（４）外国人造船就労者候補者（求職者）に対する本協定書に基づく外国人造船就労者受入事業の詳細についての説明及び相談への対応

（５）受入造船企業（求人者）に関する情報、受入造船企業（求人者）の提示する労働条件等の募集条件について明示し、外国人造船就労者候補者（求職者）が十分理解できるよう説明すること及びこれら求人情報を管理すること。

（６）特定監理団体と協議、相談の上合意した方法による外国人造船就労者候補者（求職者）と受入造船企業（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。

（７）外国人造船就労者候補者（求職者）のマッチング結果の把握

２　特定監理団体は、次の役割と義務を負う。

（１）受入造船企業（求人者）の募集及び求人の申込みの受付

（２）受入造船企業（求人者）の確認及び確保並びに求人者名簿の整理及び管理

（３）（２）の求人者名簿の送出し機関への送付その他送出し機関への情報提供

（４）受入造船企業（求人者）に対する本協定書に基づく外国人造船就労者受入事業の詳細についての説明及び相談への対応

（５）外国人造船就労者候補者（求職者）に係る求職者名簿の受入造船企業（求人者）への提供並びに求職者名簿の整理及び管理

（６）送出し機関と協議、相談の上合意した方法による外国人造船就労者候補者（求職者）と受入造船企業（求人者）のマッチングを図るための適切な措置を講ずること。

（７）受入造船企業（求人者）の採用結果の把握

（送出し機関及び特定監理団体の支援）

第９条　送出し機関及び特定監理団体は、受入造船企業（求人者）と外国人造船就労者候補者（求職者）との間で雇用契約の締結に向けて円滑に合意がなされるために必要な支援について協議、相談の上、適切な措置を講ずる。

（求職者及び求人者の同意）

第１０条　送出し機関及び特定監理団体は、業務提携による職業紹介を行うことについて、予め対象となる外国人造船就労者候補者（求職者）及び受入造船企業（求人者）の同意を得なければならない。

（秘密の厳守）

第１１条　送出し機関及び特定監理団体は、本章の規定により取得する個人情報については、業務提携による職業紹介においてのみ使用し、適正に管理するとともに、守秘義務を負う。

（職業紹介に係る費用の分担等）

第１２条　送出し機関と特定監理団体の業務提携による職業紹介を実施するに当たって必要となる経費（以下「職業紹介経費」という。）については、両者は、本章の規定による役割及び義務を踏まえて協議の上、負担者及び負担割合を決定するものとする。

２　前項の職業紹介経費は、第２３条の送出し管理費、第２４条の送出しに要する諸経費及び第２５条の受入れ監理費と明確に区分して別途経理するものとする。

３　第１項に基づき特定監理団体が負担することとされる費用については、外国人造船就労者候補者（求職者）及び受入造船企業（求人者）から一切徴収してはならない。

（外国人造船就労者の決定）

第１３条　外国人造船就労者候補者（求職者）は、本章に定めるところによる職業紹介を経て、受入造船企業（求人者）との間で雇用契約を締結し、日本国への入国手続又は在留資格の変更に係る手続を終えることにより、外国人造船就労者となるものとする。

第４章外国人造船就労者の処遇等

（外国人造船就労者の処遇）

第１４条　外国人造船就労者の処遇は、次のとおりとする。

（１）外国人造船就労者は受入造船企業との雇用契約の下、造船特定活動を行うが、当該雇用契約は、日本国への入国手続において締結され、造船特定活動に従事するときから効力が発生するものとする。なお、外国人造船就労者に対する労働条件通知書の交付は、受入造船企業が雇用契約書を締結の際、本人に対して母国語併記で行うものとする。

（２）受入造船企業は、毎月、一定期日に外国人造船就労者本人に対して直接賃金の全額を支払う。

ただし、税金、社会保険料など法令に別段の定めがある場合または購買代金、社宅、寮その他の福利、厚生施設の費用、社内預金、組合費等、事理明白なものを賃金から控除する協定を労使で締結している場合は、その範囲内での控除をすることができる。なお、同協定により控除する額は実費を超えないものとする。

また、受入造船企業は賃金支払いに際して、現金支給の場合には、外国人造船就労者本人に賃金支払明細書を交付の上、賃金台帳に外国人造船就労者からの受領印又は受領の署名を徴する。口座振込みの場合は、口座振込みに関する労使協定を締結し、本人の同意書を取り賃金支払明細書の交付を行う。

なお、造船特定活動期間中に日本国内の移動費用が生じた場合には、受入造船企業の規定により旅費等の手当を支給する。

（３）造船特定活動期間中の宿泊施設については、特定監理団体又は受入造船企業において確保し、外国人造船就労者に対し有償又は無償で貸与するものとする。

（４）造船特定活動期間中における所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として１週間について４０時間、１日について８時間を超えないものとする。ただし、労使協定を締結した場合、その範囲内で時間外・休日労働を行わせることができるものとし、その場合には割増賃金を支給する。なお、所定時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせる場合であっても、受入造船企業は、外国人造船就労者の健康確保等の観点から、外国人造船就労者が長時間労働とならないよう配慮するとともに、外国人造船就労者に対する指導が可能な体制を確保するものとする。

（保証金等の徴収の禁止）

第１５条　送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業（以下、本条において「送出し機関等」という。）は、外国人造船就労者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他外国人造船就労者と社会生活において密接な関係を有する者（以下、本条において「外国人造船就労者等」という。）から、当該外国人造船就労者が日本国において従事する造船特定活動に関連して、保証金を徴収してはならない。

２　送出し機関等は、外国人造船就労者等から、当該外国人造船就労者が日本国において従事する造船特定活動に関連して、名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理し、かつ、当該造船特定活動が終了するまで管理することを予定してはならない。

３　送出し機関等は、外国人造船就労者等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならず、かつ、当該造船特定活動が終了するまで締結することを予定してはならない。

（造船特定活動の中止）

第１６条　次のいずれかに該当した場合には、外国人造船就労者本人から事情を聴取した上、送出し機関、特定監理団体及び受入造船企業が協議し、該当者の造船特定活動を中止し帰国させることができる。

（１）第６条に違反した場合

（２）第２０条の（４）に違反した場合

（３）その他本人の責めに帰すべき事情により、造船特定活動の継続が不可能又は不適当な場合

（外国人造船就労者の一時帰国）

第１７条　外国人造船就労者の在留中の一時帰国は、特定監理団体及び受入造船企業が相当と認め、かつ、みなし再入国許可手続により（又は、日本国の入国管理局から再入国許可を受けた場合に）、◯日以内の一時帰国を認めるものとする。

なお、費用負担者については、一時帰国の事由を勘案し、外国人造船就労者、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業が協議し決定するものとする。

第５章　送出し機関、特定監理団体の役割、義務等

（送出し機関の役割と義務）

第１８条　送出し機関は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

（１）外国人造船就労者受入事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置

（２）外国人造船就労者の来日及び滞在に関する自国政府への法的諸手続の実施

（３）第３章に規定する外国人造船就労者候補者の選抜

（４）事前健康診断（歯科診断を含む。）の実施及び診断結果の特定監理団体への通知

（５）出発前のオリエンテーションの実施

（６）日本国での入国及び在留手続に必要な書類の準備

（７）特定監理団体との連絡調整その他の外国人造船就労者受入事業の円滑な推進に必要な業務

（特定監理団体の役割と義務）

第１９条　特定監理団体は、本協定書の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

（１）外国人造船就労者受入事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置

（２）外国人造船就労者の来日及び在留のための日本国政府に対する法的諸手続きの実施。ただし、在留手続については、受入造船企業が行うことを妨げない。

（３）外国人造船就労者用の宿泊施設の確保。ただし、受入造船企業が宿泊施設を確保する場合を含む。

（４）受入造船企業と共同で適正監理計画を策定すること。

（５）適正監理計画に基づく受入造船企業における適正な造船特定活動の監理・指導

（６）受入造船企業に対する監理・指導（（５）に掲げるものを除く。）

（７）外国人造船就労者からの各種相談への適切な対応

（８）受入造船企業の倒産等、外国人造船就労者の責めに帰することができない事由により造船特定活動の継続が困難となった場合における新たな就労先の確保（外国人造船就労者が造船特定活動の継続を希望するときに限る。）

（９）送出し機関との連絡調整その他の外国人造船就労者受入事業の円滑な推進に必要な業務

*※　第２０条第２号、第２１条については、対象となる外国人造船就労者の技能移転の状況に応じて記載すること。*

（外国人造船就労者の遵守すべき事項の指導）

第２０条　送出し機関は、外国人造船就労者に対して、次に示す外国人造船就労者が日本国滞在中に遵守すべき事項の周知徹底を図る。また、外国人造船就労者の日本国滞在期間中これらの遵守事項の徹底を図るため、特定監理団体及び受入造船企業と協力して、指導を行うものとする。

（１）管理指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で造船特定活動に従事すること。

（２）技能実習において修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。

（３）日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。

（４）在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。

（５）日本国での滞在期間中は、自らが責任を持って、旅券については保管し、在留カードについては携帯すること。

（６）造船特定活動終了後は速やかに帰国すること。

（帰国後のフォローアップ）

第２１条　特定監理団体は、送出し機関と協力して、外国人造船就労者が帰国後に本国で技能実習期間中に修得した技能等を活用しているかについてフォローアップ調査を行うものとする。

２　送出し機関は、帰国した外国人造船就労者が日本国で技能実習期間中に修得した技能等を◯◯国で活用しているかの調査結果を取りまとめの上、特定監理団体又は受入造船企業に報告するものとする。

（事故・犯罪・失踪に関する措置）

第２２条　外国人造船就労者に関する事故・犯罪・失踪が発生した場合には、特定監理団体は送出し機関に速やかにその事実を連絡するとともに、日本国の諸法令等に従い、両者の協議により適切に対応するものとする。

第６章費用負担等

（送出し管理費の内訳）

第２３条　外国人造船就労者受入事業の推進に関し、送出し機関側で要する費用（以下「送出し管理費」という。ただし、次条で規定する諸経費及び外国人造船就労者候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費を除く。）は次のとおりとする。

（１）送出し機関が行う外国人造船就労者候補者の派遣前の健康診断及び歯科診断の準備に要する費用その他の当該診断の実施に附帯する費用

（２）送出し国の企業又は特定監理団体との連絡・協議に要する費用

（３）送出し機関として、日本国への職員派遣等による外国人造船就労者に対する相談、生活指導の補助に要する費用（外国人造船就労者が事故にあった場合の対策費用を含む。）

（４）その他本事業推進のために送出し機関側で発生する費用

（送出しに要する諸経費）

第２４条　前条に規定する費用のほか、外国人造船就労者の送出しに要する諸経費は、次のとおりとする。

（１）健康診断費及び歯科診断費

（２）旅券及び査証申請手数料

（３）派遣前及び帰国後の◯◯国内移動旅費

（４）その他外国人造船就労者の送出しに関し◯◯国内で発生する経費

（受入れ監理費の内訳）

第２５条　外国人造船就労者受入事業の実施に関し、特定監理団体側で監理に要する費用（以下「受入れ監理費」という。）は、次のとおりとする（ただし、外国人造船就労者候補者の選抜、決定等に係る職業紹介経費は除く。）。

（１）送出し機関との連絡・協議に要する費用

（２）受入造船企業の選定に要する費用

（３）説明会開催等の受入れ準備に係る日本国内で要する費用

（４）第２６条に定める往復旅費

（５）受入造船企業に対する監査及び訪問指導の実施に要する費用

（６）宿泊施設の確保に要する費用

（７）外国人造船就労者からの相談に対応する措置に要する費用

（８）外国人造船就労者受入事業に係る打合せ及び状況視察等、送出し国訪問に要する旅費

（９）その他本事業推進のために特定監理団体側で発生する費用

（費用の負担）

第２６条　外国人造船就労者受入事業に要する費用のうち、第２３条の送出し管理費及び第２４条の送出しに要する諸経費については、相互に協議し、妥当な部分を送出し機関及び特定監理団体が、また、第２５条の受入れ監理費については、特定監理団体及び受入造船企業側が負担するものとする。

ただし、外国人造船就労者の造船特定活動を行うため本邦に来日する旅費（外国人造船就労者が母国を離れる最後の地点から、本邦に入国する最初の地点までの旅費をいう。）については、特定監理団体及び受入造船企業側が負担する。

また、外国人造船就労者が造船特定活動を終了し帰国するための旅費（外国人造船就労者が本邦を離れる最後の地点から、帰国のため母国に入国する最初の地点までの旅費をいう。）について、外国人造船就労者が支弁できないときは、受入造船企業が負担するものとし、受入造船企業が負担できないときは、特定監理団体が負担するものとする。

（送出し管理費等の取扱い）

第２７条　特定監理団体が、第２３条の送出し管理費及び第２４条の送出しに要する諸経費の一部を負担することとした場合には、双方で相当と認めた金額を送出し機関側に送金する。なお、この場合において、特定監理団体が負担する送出し管理費及び送出しに要する諸経費の内訳については送出し機関から特定監理団体へ別途通知する。

２　造船特定活動の送出し管理費は１名あたり月額◯◯◯円とする。

３　特定監理団体は、受入造船企業から毎月送出し管理費を徴収し、◯か月に一度まとめて送出し機関に送金する。

４　送出し管理費の取扱いについては、専用口座を設置し、外国人造船就労者に支給する賃金とは明確に区別するとともに、賃金から徴収しないものとする。

第７章　雑則

（外国人造船就労者の転職に係る取扱い）

第２８条　送出し機関、特定監理団体は、外国人造船就労者が日本国の諸法令等に従い適正に転職しようとすること、又は、転職したことを理由に、当該外国人造船就労者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

（外国人造船就労者受入事業に関する協定書付属覚書）

第２９条　◯◯◯及び◯◯◯については、別に定める「外国人造船就労者受入事業に関する協定書付属覚書」によるものとする。

（協定書の解釈等）

第３０条　本協定書の条項に解釈上の疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、外国人造船就労者受入事業の目的に則り、両者の協議により決定するものとする。

（紛争の処理）

第３１条　外国人造船就労者受入事業に関し紛争が生じた場合には、外国人造船就労者受入事業の趣旨及び日本国の諸法令を尊重し、かつ、友好関係を損なわないように配慮しつつ、送出し機関と特定監理団体との協議により、解決するよう努力するものとする。なお、やむを得ない場合には、日本国の関係省庁又は裁判所の判断に従うものとする。

（協定書の効力等）

第３２条　本協定書は、署名の日から発効する。ただし、日本国の関係省庁から、本協定の内容に抵触する条件又は本協定に定めのない事項に関し指導があった場合には、それに従うとともに、特定監理団体は送出し機関に対し、速やかに当該内容を文書で通知する。以後、当該内容については、本協定に優先して適用するものとする。

（協定書の終了）

第３２条　本協定書は、平成３３年３月３１日をもって効力を失うほか、次のいずれかにより効力を失うものとする。

（１）本協定の対象となる外国人造船就労者受入事業が終了した場合

（本協定書の終了日は、外国人造船就労者受入事業の終了日とする。）

（２）造船特定活動の途中で継続が不可能となり、外国人造船就労者が帰国することとなった場合（この場合には、文書をもって相手方に通知することとし、本協定書の終了日は、文書の発信日とする。）

以上に両者は合意し、協定書の正文として、日本語文及び◯◯語文により各２通を作成し、署名するとともに、両者はそれぞれ各１通を保有する。

（送出し機関） （特定監理団体）

◯◯国 　◯◯国

△△ 　◯◯

代表者◯◯◯◯ 　代表者◯◯◯◯

署名 　署名

◯◯◯◯年◯◯月◯◯日　　　於◯◯国◯◯